

## 鳥取県告示第730号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年12月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
アメニティ株式会社	東伯郡琴浦町大字八幡225-1	ヘルパーステーションまほろば	東伯郡琴浦町大字赤碕1840-7	訪問介護	平成23年11月6日
株式会社ソルヘム	東伯郡琴浦町大字徳万70-1	小規模デイサービス陽だまりの家いわくらはうす	鳥取市岩倉267-1	通所介護	平成23年11月1日
アメニティ株式会社	東伯郡琴浦町大字八幡225-1	デイサービスセンターまほろば	東伯郡琴浦町大字赤碕1840-7	〃	平成23年11月6日

### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
アメニティ株式会社	東伯郡琴浦町大字八幡225-1	ヘルパーステーションまほろば	東伯郡琴浦町大字赤碕1840-7	介護予防訪問介護	平成23年11月6日
〃	〃	デイサービスセンターまほろば	〃	介護予防通所介護	〃